亀山市建設工事格付基準

この基準は、亀山市請負工事指名競争入札参加者選定規程(平成17年亀山市訓令第30号。以下「規程」という。)のうち、参加者の格付に関して必要な事項を定めるものとする。

(1)総合点(規程第3条第2項の合計点数をいう。)は、建設業法第27条の 23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値(P)(以下、「経営 事項評価点数」という。)に、技術等評価点数を加算又は減算して得た点 数とします。

総合点=経営事項評価点数+技術等評価点数

- (2)経営事項点数の審査基準日は前年の1月1日から12月31日とします。
- (3) 技術等評価点数は、以下の式により算出するものとします。

技術等評価点数=①工事成績による点数(表1による)

- +②環境マネージメントシステム導入による点数
- +③品質管理マネージメントシステム導入による点数
- +④技術力による点数
- +⑤地域貢献度による点数
- ① 工事成績による点数

市が発注する工事で、対象期間に完成認定を受けた工事種別毎の各工 事成績の点数に工事請負額(精算額)を乗じ合計したものを全工事請負 額(精算額)で除した平均点(小数点第3位四捨五入)に応じた表1の 点数の欄に揚げる点数を加算します。

また、土木工事については、工事成績が安定して優秀な者に対して別途加算します。(過去3年間の対象工事成績が3件以上あり、その平均点が80点以上かつ個々の工事成績が75点以上の場合に、15点加算します。)

対象期間は、土木工事については過去3年間、建築工事については過去5年間とします。

(表1)

工事成績			工事成績		
以上	未満	点数	以上	未満	点数
0	5 0	-20	7 5	8 0	1 0
5 0	5 5	-15	8 0	8 5	2 0
5 5	6 0	-10	8 5	9 0	3 0
6 0	6 5	- 5	9 0	9 5	4 0
6 5	7 0	0	9 5	100	5 0
7 0	7 5	5			

② 環境マネージメントシステム導入による点数

ISO14001 認証取得、又は M-EMS(みえ・環境マネージメントシステム・スタンダード)認証取得に対して表 2 の点数を加点します。 (表 2)

環境マネージメントシステム	点 数	
ISO14001	1 0	
M-EMS ステップ 1	2	
M-EMS ステップ 2	5	

なお、ISO14001、M-EMS ステップ 1 及び M-EMS ステップ 2 の重 複加算は行いません。

③ 品質管理マネージメントシステム導入による点数 ISO9001:2000(JISQ9001:2000 又は ISO9001:2008(JISQ9001:20 認証取 得に対して、格付対象工事種別毎に10点加算します。

- ※②及び③の ISO 認証については、日本における認定機関である財団法 人日本適合性協会(JAB)または JAB と相互認証している認定機関に認 定されている審査登録機関で認証を受けたものとします。
- ※②の M-EMS 認証については、一般社団法人 M-EMS 認証機構により 認証を受けたものとします。
- ※②及び③の認証取得による加算の技術評価点数への反映は、格付時に反映するものとします。

④ 技術力による点数

技術力の点数は、土木工事は1級土木施工管理技士、建築工事については、1級建築士及び1級建築施工管理技士の資格取得者1名につき1点を加点。10点を限度とします。なお、1級建築士及び1級建築施工管理技士の重複加算は行いません。

⑤ 地域貢献度の加点

市と災害時における緊急協力に関する協定を締結している、社団法人 三重県建設業協会亀山支部・亀山市水道事業協同組合の団体に加入して いる業者に5点加算します。

(4)登録業者(新規登録業者も含む)の基準日

登録業者の基準日は毎年8月1日とし、それ以降に登録をされた業者 (業種追加による新規登録及び新規登録業者)の格付については、次回 の格付から適用します。

(5) 新規登録等をした者の格付

新規登録業者(業種追加による新規登録者を含む。)の取扱いについては、総合点に関係なく、各業種とも最下位に格付し、適用期間については、次回の格付日までとします。

(6) 格付の審査

格付の審査は、亀山市請負工事業者等指名審査会規程(平成17年訓令第29号)の規程に基づき亀山市請負工事業者指名審査会で行います。

(7) 格付の有効期間について

格付を行うのは原則毎年とし、10月1日から翌年の9月末の1年間とします。

附 則

- この基準は、平成29年10月1日から適用する。
- この基準は、令和元年7月2日から適用する。